

生 企 乙 達 第 1 号  
地 乙 達 第 2 号  
生 環 乙 達 第 1 号  
捜 一 乙 達 第 2 号  
交 企 乙 達 第 1 号  
交 指 乙 達 第 1 号  
平成 2 1 年 1 月 5 日

部 課 署 長 殿

|   |    |    |    |     |     |
|---|----|----|----|-----|-----|
| 共 | 00 | 01 | 10 | 160 | 10年 |
|---|----|----|----|-----|-----|

石 川 県 警 察 本 部 長

自殺総合対策大綱の一部改正及び自殺対策加速化プランの策定について( 通達 )

- 対号 1 平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日付け生企乙達第 9 1 号、生環乙達第 1 4 号、  
県相乙達第 3 1 号、捜一乙達第 8 1 号「自殺対策基本法の施行につ  
いて( 通達 )」
- 対号 2 平成 2 0 年 5 月 2 日付け生環丙第 1 6 4 号「硫化水素ガスの製造を  
誘引する情報の取扱いについて」
- 対号 3 平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日付け生企乙達第 1 0 2 号、捜一乙達第 1 0  
8 号「自殺統計原票の様式及び記入要領並びに自殺統計表の出力内  
容の一部改正について( 通達 )」

自殺対策に関しては、自殺対策基本法施行後、自殺総合対策大綱( 以下「大綱」という ) が策定され、関係省庁が取り組んでいるところであるが、平成20年10月31日、大綱の一部改正( 別添 1 及び別添 2 参照。 ) が閣議決定されるとともに、自殺総合対策会議において、「自殺対策加速化プラン」( 以下「加速化プラン」という。別添 3 参照。 ) が決定された。

大綱の一部改正及び加速化プランの概要並びにこれらに係る警察活動に関連する当面の重点施策等については下記のとおりであるので、警察署においては、大綱の一部

改正及び加速化プランの策定を踏まえた適切な警察活動が行われるよう努めること。

## 記

### 1 大綱の一部改正の概要

大綱第4「自殺を予防するための当面の重点施策」の6「社会的な取組で自殺を防ぐ」中に「インターネット上の自殺関連情報対策の推進」の追加等がされた。

### 2 一部改正後の大綱における警察活動に関連する当面の重点施策

一部改正後の大綱における自殺を予防するための当面の重点施策のうち、現時点で警察に関連する施策は、次のとおりであるので、適切な警察活動が行われるよう努めること。

#### (1) 既存資料の利活用の促進（第4 - 1 - (6)関係）

各警察署が保有する自殺統計資料や関係機関が保有する資料等について、自殺の実態解明のための調査研究への活用を促進する。

各警察署にあっては、関係行政機関等から自殺防止対策に資する目的での自殺統計資料の提供依頼があったときは、当該関係行政機関等と提供資料の取扱や公表等について十分協議を行った上で、引き続き、可能な範囲で積極的に対応すること。

#### (2) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上（第4 - 3 - (8)関係）

警察官に対して、適切な遺族対応等に関する知識の普及を促進する。

各警察署にあっては、各種教養の機会等を通じて、職員に対し、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の内容等の周知を図り、引き続き、適切な遺族対応に努めること。

#### (3) 危険な場所、薬品等の規制等（第4 - 6 - (6)関係）

従来から行っている自殺するおそれのある家出人に関する家出人発見活動を継続して実施する。

自殺するおそれのある家出人の搜索願を受理した場合は、対号1で指示されているところであるので、引き続き、適切な発見活動に努めること。

#### (4) インターネット上の自殺関連情報対策の推進（第4 - 6 - (7)関係）

第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示し、その製造を誘引する情報について、プロバイダ等が契約約款に基づき削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組に対する支援を行うこととされた。

インターネット・ホットラインセンターについて広報する際には、同センター

の効率的な運用を支援するため、同センターが取扱う自殺関連情報は、 集団自殺の呼びかけ等人を自殺に勧誘・誘引する情報、 硫化水素ガス等第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示し、その製造を誘引する情報等に限られ、単に自殺の方法を紹介する情報等は対象としていないなど同センターが取扱う情報の範囲に対する理解が深まるように努められたい。なお、各所属においてインターネット上に硫化水素ガスの製造を誘引する情報があることを認知したときは、対号2に基づき、適切に対処すること。

#### (5) インターネット上の自殺予告事案への対応等（第4 - 6 - (8)関係）

インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施する。また、インターネットにおける自殺予告サイトや電子掲示板への特定個人を誹謗中傷する書き込み等の違法・有害情報について、フィルタリングソフトの普及、プロバイダにおける自主的措置への支援、相談者への対処方法の教示等を実施する。

このうち、インターネット上での自殺予告事案については、対号1に指示されているところであるので、引き続き、適切な対応に努めるとともに、特定個人を誹謗中傷する書き込み等の違法・有害情報について相談を受けた場合は、対処方法の教示等を行うこと。

### 3 加速化プランの概要

大綱に基づき、策定後1年間のフォローアップ結果及び最近の自殺の動向を踏まえて、自殺対策の一層の推進を図るために、当面強化し、加速化していくべき施策が加速化プランとして取りまとめられた。

### 4 加速化プランに示された警察活動に関連する施策

#### (1) 情報提供体制の充実

警察庁及び厚生労働省の自殺統計に係るデータを分析し、その結果を地方公共団体等で活用できるよう提供することとされた。

警察本部においては、引き続き、関係行政機関において行われる分析のために自殺統計資料を提供していくこととしている。

#### (2) 既存資料の利活用の促進

自殺統計原票の調査項目として、市区町村（自殺者の生前の居住地、自殺者の発見地）の追加を検討することとされた。

警察庁においては、平成21年1月1日から、自殺統計原票に自殺者の発見地の

市区町村を追加するとともに、自殺者の生前の住居地の市区町村を記入するように変更することとしたところであるので、各警察署においては、対号3のとおり自殺統計原票の適切な作成に努めること。

### (3) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

硫化水素ガス等第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示し、その製造を誘引する情報について、プロバイダ等が契約約款に基づき削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組に対する支援を行うこととされた。

上記2 - (4)で指示したとおり、インターネット・ホットラインセンターについて広報する際には、同センターが取扱う情報の範囲に対する理解が深まるように努めるとともに、各警察署においてインターネット上に硫化水素ガスの製造を誘引する情報があることを認知したときは、適切に対処すること。

## 5 その他

各市町において、自殺対策のための庁内横断組織や関係機関・団体により構成される自殺対策の検討・推進の場としての自殺対策連絡協議会等が設置されている場合は、積極的な参加と必要な協力を行うこと。

( 犯罪情報分析提供係 3 0 3 3 )